

当センターは、下記の施設基準について関東信越厚生局に届出を行っています。

2025年6月1日現在

記

1 基本診療料

- ◆一般病棟入院基本料（地域一般入院料3）
- ◆障害者施設等入院基本料（10対1）
- ◆特殊疾患入院施設管理加算
- ◆小児入院医療管理料5（「注2」に規定する加算）
- ◆回復期リハビリテーション病棟入院料1
- ◆診療録管理体制加算3
- ◆看護配置加算
- ◆看護補助加算1（看護補助体制充実加算2）
- ◆療養環境加算
- ◆入退院支援加算1
- ◆医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2）
- ◆感染対策向上加算3（サーベイランス強化加算、連携強化加算）
- ◆データ提出加算1・3
- ◆入院時食事療養／生活療養（I）
当センターは、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食7時30分、昼食12時、夕食については18時以降の配膳）、適温で提供しています。
- ◆後発医薬品使用体制加算1
- ◆歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

2 特掲診療料

- ◆薬剤管理指導料 ◆神経学的検査
- ◆検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ◆検体検査管理加算（I） ◆検体検査管理加算（II）
- ◆先天性代謝異常症検査 ◆遺伝学的検査
- ◆遺伝カウンセリング加算
- ◆CT撮影及びMRI撮影 ◆小児運動器疾患指導管理料
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ◆運動器リハビリテーション料（I）
- ◆呼吸器リハビリテーション料（I）
- ◆障害児（者）リハビリテーション料
- ◆集団コミュニケーション療法料
- ◆クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ◆入院ベースアップ評価料（74）

以上

栃木県立リハビリテーションセンター